

平成25年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(2日目)

開 会 平成25年3月8日

散 会 平成25年3月8日

仁 木 町 議 会

平成25年第1回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

- ◆日時 平成25年3月8日（金曜日）午前9時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 一般質問 これからの町づくりに向けて（上村智恵子議員）
日程第4 議案第8号 平成25年度余市郡仁木町一般会計予算
日程第5 議案第9号 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算
日程第6 議案第10号 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算
日程第7 議案第11号 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8 議案第4号 仁木町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
日程第9 議案第5号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 議案第6号 仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
日程第11 議案第7号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第12 議案第12号 仁木町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第13 議案第13号 仁木町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
日程第14 議案第14号 仁木町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
日程第15 議案第15号 仁木町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について
日程第16 議案第16号 仁木町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
日程第17 議案第17号 仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第18 議案第18号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第19 議案第19号 仁木町立小・中学校児童生徒に対する通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について

平成25年第1回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 会 平成25年3月8日 午前 9時30分
 散 会 平成25年3月8日 午前11時15分

議 長 山下敏二 副 議 長 横関一雄

出席議員（7名）

2 番 住吉英子 3 番 嶋田 茂 4 番 宮本幹夫
 5 番 大野雅義 7 番 上村智恵子 8 番 横関一雄
 9 番 山下敏二

欠席議員（1名）

6 番 林 正一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	三浦敏幸	教育委員会委員長	高木 愷一
副 町 長	吉本 潔	教 育 長	角谷 義幸
総 務 課 長	岩井秋男	教 育 次 長	泉谷 享
財 政 課 長	岩佐弘樹	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	鹿内力三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(川北 享)
企 画 課 長	鈴木昌裕	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩井秋男)
住 民 課 主 幹	佐藤雅昭	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	土井幸夫		
農 政 課 長	川北 享		
建 設 課 長	林 典克		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 浜野 崇
 議 事 係 係 長 本多 弘一

開 会 午前 9時30分

○議長（山下敏二）おはようございます。これから、会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、7名です。林 正一議員より、欠席する旨の届け出がありました。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。3月7日に引き続き、2番・住吉君、3番・嶋田君を指名します。

日程第2 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第2『諸般の報告』を行います。

昨日、議会運営委員会において、委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。議会運営委員会委員長に上村君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。委員長におかれましては、議会運営につきましてよろしく願います。以上で、『諸般の報告』を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（山下敏二）日程第3『一般質問』を議題とします。1名の方から1件の質問があります。『これからのまちづくりに向けて』以上、1件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）『これからのまちづくりに向けて』。三浦町政が始まってから、国では小泉構造改革で痛みだけが残る政治が行われ、地方交付税も年々減らされている状況でした。本町では、平成20年度から23年度まで行財政構造改革プランを実施してきました。町民の暮らしに影響すると、この間の予算には全部反対してきましたが、町民の声をくみ取って、へき地保育所の存続、銀山公営住宅の建替え、プラン終了後には、銀山学童保育の開設、水道料金値下げなど前向きな予算編成となってきました。しかしながら、心残りは1点目に生活排水処理計画です。念願のこの計画は、平成24年度に骨格が見えてくると思いました。町では合併処理浄化槽に8割補助するとのことでしたが、総務経済常任委員会で調査した結果、今後の財政状況に不安があり、町の計画は容認できないとの結論となりました。この補助率を含め、町民アンケートなどを実施できなかったのでしょうか。これからのまちづくりに欠くことのできない課題だと思えます。2点目は、コミュニティバスの導入です。現在の生活バスでは、交通弱者の足となるにはまだまだ足りません。社会福祉協議会の外出支援サービスでは、限界があると思えます。町でプロジェクトを組み、研究する必要があると思えますが、いかがでしょうか。町のバスがあれば有事の際などでも、それを組み入れて計画を立てることができると思えます。3点目は、乳幼児医療費を小学校卒業まで引き上げることはできないのでしょうか。以前は、道が1歳までの助成で、残りを町が単独で助成していました。現在は、道も3歳まで通院が助成されています。小学校卒業や中学校卒業まで助成するという市町村が増えています。本町ではどう考えているのでしょうか。また、小学校卒業まで引き上げるとすれば、どのくらいの試算になるのでしょうか。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『これからのまちづくりに向けて』の質問にお答えをいたします。1点目の「生活排水処理計画」についてであります。本町の生活排水処理を取り巻く諸情勢を受け、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、将来の循環型社会の実現に向けての適正な生活排水処理対策を行うことを目的に、平成24年3月に仁木町生活排水処理基本計画を策定し、議員各位にもお配りしております。この基本計画は、より多くの住民が生活排水を浄化し処理することを目標として、本町の全域を対象に、合併処理浄化槽の普及率の向上と設置整備を推進する計画であります。町では、この基本計画に基づきまして、向こう10年間の町の財政状況の推計及び住民負担を十分に勘案検討し、町補助率を8割として、総務経済常任委員会で説明させていただいたところであります。しかしながら、8割という高補助率では、将来の町財政に多大な負担を強いるおそれがあるなどとの理由からご理解をいただけなかった状況にあることは、議員ご承知のとおりであります。このため、町の補助率が決定しなければ、町負担額及び住民負担額を算出することができず、議員各位が求められております住民にわかりやすい資料提示ができない状況となり、また、補助率が決定しないまま住民説明会及び町民アンケートを実施いたしますと、混乱を招く結果になると予想しましたことから、予定をしておりました町民アンケートを見送った次第であります。2点目の「コミュニティバスの導入について、町でプロジェクトを組み、研究する必要があると思いますが、いかがでしょうか」について申し上げます。現在、仁木町内のバス路線は、国道5号及び道道仁木赤井川線において民間事業者が運行しております。尾根内・余市間を1日4往復する銀山線につきましては、民間事業者が北海道の補助制度を導入し、市町村生活バス路線運行補助金として、道及び仁木町からの交付を受け、住民の利便性の観点から運行しているものであります。公共交通機関の利用が困難な地域に居住し、かつ、自家用車の利用も困難で、通院や買い物などの移動に関し、一定の制約を受けている方が安心して生活できるよう、総合的な交通施策の推進を図るため、現在、国の平成24年度補正予算に係る過疎集落等自立再生緊急対策事業において、地域住民のニーズを聞きながら、高齢者等の移動を支援する生活交通の実証実験事業を申請中であります。高齢化が急速に進む中、移動制約者の解消は、課題であると認識しているところでありまして、関係部署間の連携を図りながら、いろいろな観点から調査研究を進めてまいります。3点目の「乳幼児医療費を小学校卒業まで引き上げることはできないのでしょうか。本町ではどう考えているのでしょうか。引き上げるとすれば、どのくらいの試算になるのでしょうか」につきまして、本町の乳幼児医療費助成事業は、北海道での初診時一部負担金又は1割負担の徴収及び所得制限を導入せず、小学校未就学児で、健康保険の対象となる医療費、これは入院及び通院の一部負担、2割負担のうち、食事代を除き全額を、平成20年10月からは小学校就学児の入院時医療費の一部負担、3割負担のうち、食事代を除き全額助成しております。医療費助成の拡大につきましては、私も非常に重要な課題と捉えておりまして、行財政構造改革プランにおける財政効果を踏まえ、担当するほけん課に、小学校卒業まで及び中学校卒業まで拡大した場合の医療費助成事業費の試算等を指示し、検討を行っておりましたが、町長選挙の年であり、平成25年度当初での事業化予算化に至らなかったことをご理解願いたいと思います。なお、現行の助成内容を基に、小学校就学児の通院医療費を全額助成として拡大した場合の試算は、国保加入者の小学生、これは28名の通院医療費から1人あたりの医療費を算出し、7月末現在の町全体、これは住民基本台帳上の小学生151人から、法律により医療費が助成される櫻ヶ丘学園に入所する児童27人を減じた124人をもって推計しますと、医療費助成分として年額285万円、医療機関に支払う手数料、これは請求事務取扱手数料として年額18万円、更に地方単独事業の波及分、これは町単独事業を行うことにより医療費が

増大するために減額される補助金相当額を国保会計へ繰出金として年額60万円、合わせまして、年額363万円程度が必要と推察しております。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）2点目のコミュニティバスと3点目の乳幼児医療費の件につきまして、前向きなご答弁をありがとうございます。次に進めていくために私も調査研究しながら、今後に繋げていきたいと思っています。1点目につきましては、私も常任委員長という立場にありながら、委員の皆様の意見をまとめきれなかったというジレンマがあります。しかし、いくら議員が町民の代表といっても、町長も町民から選ばれた代表でありますので、町民の動向を調査しても良かったのではと思っています。もし、これが計画されていれば、今の国の補正予算での元気臨時交付金が使えたのではと思いますが、これは無理だったのでしょうか。この点、1点だけお聞きいたします。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）只今、上村議員の方から1点目についてですね、いわゆる再質問があったわけでありまして。私としてはですね、やはり町民の皆さんに8割の補助が良いんですか、5割の補助が良いんですか、6割が良いんですかと言ったときに、これについては、やはり町民の皆さんはですね、8割が良いというふうに言ってくれると思います。ですけれども、実際にそういう説明に歩くときにですね、町の方針がしっかりしてない中で、いや皆さんのご意見を聞いてこうします、ああしますと聞いたときに、総務経済常任委員会の中では、8割補助はちょっと高過ぎるんじゃないかというご意見の中でですね、町民の皆さんの意向が、全体が8割と言ったときに、私が改めてご説明しても本当に理解をいただけるかどうかということの疑念は、私は持っておりましたし、きちんとした形が整ってない中でですね、闇雲に大まかな話だけで町民の皆さんに説明するということは町長としては、これは町民の皆さんに対して大変失礼な話だというふうに私は思っておりましたから、あの委員会の中でも申し上げましたとおり、私の残された任期はあとわずかでありまして。新しい首長の下で、このことは改めてご検討いただければというふうに思っております。また、先程、今回の元気臨時交付金の中でですね、実際に地域活性化に繋がるような内容なんで、これについては該当になったのか、ならないのかという質問についてはですね、そこまでは研究しておりませんでしたので、答弁とさせていただきます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）最後まで私のつたない質問に、真摯に向き合っていただきありがとうございました。今後も引き続き、要求実現に向けて質問していこうと思っております。以上で、質問を終わります。

○議長（山下敏二）以上で、『一般質問』を終わります。

日程第4 議案第8号 平成25年度余市郡仁木町一般会計予算

日程第5 議案第9号 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第6 議案第10号 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

日程第7 議案第11号 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（山下敏二）日程第4、議案第8号『平成25年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第7、議案第11号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』以上、4件を一括議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、只今上程されました4件についてご提案を申し上げます。平成25年度予算は、骨格予算として編成しており、収支の均衡を図っておりますが、今後も将来に向け持続可能な健全財政の構築を目指していかなければならないものと考えております。平成25年度の予算規模につきまして申し上げます。一般会計、総額28億7567万7000円、前年度対比3億7505万7000円、11.5%の減であります。国民健康保険事業特別会計につきましては、総額2億6452万6000円、前年度対比3132万5000円、13.4%の増であります。簡易水道事業特別会計、総額6億1429万4000円、前年度対比3億7440万3000円、37.9%の減です。後期高齢者医療特別会計につきましては、総額6173万6000円、前年度対比62万5000円、1.0%の増。4会計予算の合計は、総額38億1623万3000円となり、前年度対比で7億2751万円、15.8%の減となっております。以上をもちまして、4会計につきましての提案説明とさせていただきます。

○議長（山下敏二）一括議題4件の説明が終わりました。お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員7名で構成する平成25年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して、休会中に審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。したがって、本件については、議長を除く議員7名で構成する平成25年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して、休会中に審査することに決定しました。なお、平成25年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時49分

再 開 午前10時10分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果がまいりましたので報告します。平成25年度各会計予算特別委員会委員長に住吉君、副委員長に嶋田君が互選されました。休会中の審査、よろしく願います。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって、町長に資料要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって、町長に資料要求することに決定しました。

日程第8 議案第4号

仁木町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

日程第9 議案第5号

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第6号

仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第7号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第8、議案第4号『仁木町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について』ないし、日程第11、議案第7号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』以上、4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第4号から説明を申し上げます。『仁木町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について』。仁木町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

続きまして、議案の第5号でございます。『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』。報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出。

続きまして、議案の第6号でございます。『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出。

続きまして、議案の第7号でございます。『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

議案の第4号につきましては、川北農政課長より説明を申し上げます。議案の第5号・第6号につきましては、岩井総務課長より説明を申し上げ、議案の第7号につきましては、土井ほけん課長より、詳細について説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時17分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席委員は、7名です。

一括議題4件の説明が終わりました。お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成25年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。したがって、本件については、平成25年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することに決定しました。

日程第12 議案第12号

仁木町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（山下敏二）日程第12、議案第12号『仁木町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸） それでは、議案の第12号でございます。『仁木町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について』。仁木町新型インフルエンザ等対策本部条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、土井ほけん課長より詳細につきまして、ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二） 土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫） 議案第12号『仁木町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について』、ご説明いたします。最初に制定の背景について説明いたします。新型インフルエンザ及び全国かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定しました。町では、特別措置法の施行に伴い、病原菌が高い新型インフルエンザ等に対し、町民の生命及び健康の保持を目的とし、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進調整するため、本条例を制定するものであります。条例の主な内容について申し上げます。第1条には、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有することを目的として定めています。第2条には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条により、町が実施する当町に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務等を迅速かつ適切に行うため、対策本部長、副本部長、本部員等を置くことを定めています。第3条には、本部長は本部の会議を招集するとともに、町職員以外の者の出席者に意見を求めることができることを定めています。第4条には、本部長が必要と認めるときは対策本部に部を置くことができる、部の長及び部に属するべき本部員は、本部長が定めるものとしています。第5条には、条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めるものとしています。以上が、主な内容です。附則は、施行期日の定めであります。この条例は、法の施行の日から施行するというものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子） 7番、上村。今までこういう対策本部というのは、条例を置いて定めていたのでしょうか。

○議長（山下敏二） 土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫） こういう対策本部等については、過去においては定めたことはございません。以上です。

○議長（山下敏二） 上村君。

○7番（上村智恵子） 今までは、道とかでこういう対策本部とかを立てて、条例化していたと思うんですけども、これは仁木町だけなんですか。国からの条例を制定するということで定められているのかどうか。

○議長（山下敏二） 土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫） 国が定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法の中にありまして、これは全

国の都道府県と各市町村が設置するものであります。以上です。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号

仁木町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

○議長（山下敏二）日程第13、議案第13号『仁木町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第13号でございます。『仁木町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について』。仁木町道路の構造の技術的基準等を定める条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、林建設課長より詳細についてご説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第13号『仁木町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定』につきまして、ご説明いたします。条例制定の背景であります、地域主権一括法によりまして、道路法の一部が改正されたことにより、町道の整備や必要な設備などに関する基準について、町の条例で定めなければならないこととなっております。また、町道の整備や必要な設備などに関する基準を条例で定めるにあたっては、国が全国一律で定めている基準を理解した上で、町の実情に応じた基準を定めることができるものであります。条例の考え方につきましては、町道が国道や道道に繋がっていることから、国が定めている基準と同じ内容を条例で定めております。なお、一部の項目の路肩、歩道の幅、駐車帯の設置などについては、町の地域性や気候風土、交通事情などの実情を考慮した基準としております。条例の内容につきましては、条例の3ページ、第8条の路肩の条項の第9項、4ページになりますけれども、第9項で歩道整備するほどの歩行者や自転車の交通量がない場合においても、歩行者や自転車の通行スペースの確保のために、路肩の幅員を広げることができる基準としております。9条の駐車帯の条項の第3項で、交通状況や停車の需要を総合的に勘案して、特に必要があると認められる場合は、駐車帯の幅員を広げることができる基準と

しております。5ページ、12条になります。5ページ、12条第3項の歩道の幅員の条項には、地域事情や用地的な制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的な2mの幅員での整備が困難な場合、例外的に歩行者のすれ違いが可能な1.5mまでの歩道の幅員を縮小することができる基準としております。6ページ、第14条の堆雪幅の条項には、第1項では地域性や用地的制約がある場合を除き、道路の外縁に堆雪幅を設ける基準としております。第2項では、本町は積雪寒冷地域であることから、交通に支障を及ぼさない範囲で道路の路肩、停車帯及び歩道の一部に、除雪による堆雪スペースを設けることができる基準としております。8ページ、第22条第1項の視距離等の条項には、本町は積雪寒冷地域であることから、氷結した路面での制動停止距離を考慮した視距離とすることができる基準としております。なお、只今ご説明いたしました条項以外につきましては、国の基準どおりとしております。この条例の施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『仁木町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『仁木町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号

仁木町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る 道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山下敏二）日程第14、議案第14号『仁木町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第14号でございます。『仁木町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について』。仁木町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、林建設課長より説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第14号『仁木町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定』につきまして、ご説明いたします。条例制定の背景であります、地域主権一括法によりまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことにより、高齢者や障がい者が日常生活又は社会生活において要する生活関連施設を結ぶ道路のうち、多数の高齢者や障がい者の移動が、通常、徒歩で行われる道路で、国土交通大臣が指定した特定道路を有している道路管理者は、高齢者、障がい者等の移動を容易にするための措置を条例で定めなければならないとなっておりますが、本町においては、国土交通大臣が指定する特定道路を有しておりませんが、国土交通省道路局からは、道路管理者はその管理する道路を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされておりまして、特定道路を有していない道路管理者であっても、道路移動等円滑化基準を条例で定めなければならないこととなっております。また、町が高齢者や障がい者等が円滑に移動できる道路を作るための基準を定めるにあたっては、国が全国一律で定めている基準を理解した上で、町の実情に応じた基準を定めることができるものであります。条例の考え方につきましては、町道が国道や道道につながっていることから、国が定めている基準と同じ内容を条例で定めております。なお、一部の項目については、北海道福祉のまちづくり条例を考慮した基準としております。条例の内容につきましては、2ページ、第9条第3項の横断歩道に接続する歩道等の部分に排水溝を設ける場合の設置位置及び車いすや、つえ利用者が生活する際に支障のない構造にする基準としております。12条の斜路、3ページ、13条の通路及び第14条・階段の手すりにつきましては、北海道福祉のまちづくり条例を考慮して、手すりの端部が突き出ない構造にする基準としております。6ページ、第25条第1項及び第5号、アの障がい者用駐車施設に設けるトイレ出入口の有効幅を北海道福祉のまちづくり条例を考慮して90cm以上の基準としております。なお、只今ご説明いたしました条項以外につきましては、国の基準どおりとしております。この条例の施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。ちょっと何点かお聞かせ願いたいと思いますけれども、例えばですね、3ページの第14条、(5)番、路面は平坦で滑りにくく、かつ、水はけが良い仕上げとすることということは、この条例に従って道路を改良していくということで受け取ってよろしいでしょうか。その辺の回答をよろしくお願いします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）この条例のですね、施行の際ですけれども、現にですね、存在する道路又はこれから新設する工事中の道路とか等はですね、それには従前の規定をですね、使いまして、今後ですね、整備する道路につきましては、この条例でですね、整備するということで考えております。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）条例ということはですね、今本当にこれ高齢者、障害者等の円滑に促進する道路の構造に関する基準を定める条例、これすごく格好良いですね。ですけれども、実際にやはり今までの既存の道路でもですね、障がい者が普通に困難な道路あるわけですね。それをこれから作る道路で補っていく、それとも今の現状の道路を改良するということの、今の意味合いでよろしいんですか。今の既存の道

路もこれから改良していくという意味なんですか。その辺ちょっとはっきり、どうでしょうか。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）今後整備する道路をこの条例で施工するということでもあります。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）ということは、今までの既存の道路は、障がいがあってもそのまま、新しい道路に対しては、これからそういう方向でいくということで理解してよろしいですね。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）まず、おさらいといたしますか、今までも道路であれば国が定めた、法律で定めた道路構造基準というのがございます。それと、これの今、障がい者の部分、移動円滑化に関する部分もそれぞれ法律が定められておりまして、その中で動いてきていたという部分です。ただ、変えたという部分も多少町に合わせて改正している部分もございますけども、根本的にはこの法律に基づいて、今までの道路なりにも、それから高齢者の部分も、障がい者の部分に関しても行ってきたというふうに理解をしていただきたいと思います。ただ、その中で道路に関しては、歩道等の部分はあるけれども地域によってはこの限りでないとかもございますので、それで仁木町の方では平らな部分、なめらかな部分ということで、やってきている部分で、例えば駅前と言いますと、ブロックを使ってやっている部分でございますけども、その部分も道路構造令では、しっかりと認められている部分で、今まで道路等は作ってきてございます。これからの部分ですけども、特にそういう部分が悪い部分とかですね、維持管理上悪い部分であれば、それはそれで、整備をしていかなければならないというふうに考えてございますけども、根本的には今まで定められたものを一括法によって、法で定めるものを町で定めなさいというふうに変ったので、定めているという部分でございます。特に、特段今までと変わった部分はないことをご理解いただきたい。多少、町と合わせてやっているものありますけども、改善した部分、林が言いましたけども、特に町としてこういうふうにした方が良くないかという部分は変えておりますけども、その他の部分は、国の法で定められた部分を改めて一括法によって町の条例で定めると、そのようにして理解をしていただきたいと思っております。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『仁木町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『仁木町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

○議長（山下敏二）日程第15号、議案第15号『仁木町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第15号でございます。『仁木町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について』。仁木町営住宅等の整備に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本案につきましても、林建設課長より詳細につきましてもご説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第15号『仁木町営住宅等の整備に関する基準を定める条例制定』につきまして、ご説明いたします。条例制定の背景ではありますが、地域主権一括法によりまして、公営住宅法が改正されたことにより、町営住宅の建設方法について町の条例で定めなければならないこととなっております。また、町営住宅の建設基準を定めるにあたっては、国が全国一律で定めている基準を理解した上で、町の実情に応じた基準を定めることができるものであります。条例の考え方につきましては、町営住宅の建設基準を定めるにあたっては、入居されている方が、健康で文化的な住生活を営む上で必要不可欠な水準を確保することが大切と考えております。加えて、本町は多雪地域であることから、住宅が建っている敷地の中に、除雪や排雪に必要なスペースを設けるなどの配慮が必要であると考えております。条例の内容につきましては、1ページ、第7条の敷地の安全等の条項の第3項は、堆雪場所の確保及び除排雪の負担の軽減について配慮する基準としております。2ページ、第10条の住戸の基準では、国の基準は共用部分に、共同して利用するための適切な台所及び浴室を設けた場合は、各住戸部分に台所及び浴室を設けることを要しないこととなっておりますが、本町におきましては、共用部分に共同して利用するための台所及び浴室を設ける考えは、将来的にないものとしていることから、共用部分に共同して利用する台所及び浴室を設けないこととしております。なお、只今ご説明いたしました条項以外につきましては、国の基準どおりとしております。この条例の施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『仁木町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『仁木町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について』は、原案

のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号

仁木町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（山下敏二）日程第16、議案第16号『仁木町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案第16号でございます。『仁木町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について』。仁木町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、林建設課長より詳細につきましても説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第16号『仁木町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定』につきまして、ご説明いたします。条例制定の背景であります、地域主権一括法によりまして河川法が改正されたことにより、町が管理する準用河川に設置する堤防、ポンプ場などの作り方や材料について、町の条例で定めなければならないこととなっております。また、準用河川に関する基準を条例で定めるにあたっては、国が全国一律で定めている基準を理解した上で、町の実情に応じた基準を定めることができます。条例の考え方につきましては、町が準用河川に設置する河川管理施設は、国が全国一律に定めている作り方や材料で長年にわたり整備を進めてきておりまして、既にある施設とのばらつきを避けるために、国が定めている基準と同じ内容を条例で定めております。なお、町が管理している準用河川につきましては、銀山種川の1河川であります。条例の内容につきましては、町が管理している準用河川に該当しないダム、湖沼、高潮、波浪、高規格堤防、降水時可動堰、揚水機場、排水機場、取水塔、橋脚などの今後も整備が想定されない施設や項目につきましては、条例を定めておりません。なお、只今ご説明いたしました以外の条文につきましては、国の基準どおりとしております。この条例の施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『仁木町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『仁木町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号

仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第17、議案第17号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第17号でございます。『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成2年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、岩井総務課長より詳細につきまして、ご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）議案第17号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。はじめに、このたびの条例改正に至った経緯について、ご説明いたします。仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例につきましては、地方公務員法や人事院規則等の関係法令に基づき定めておりますが、関係法令等の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたことから、今回改正を行うものであります。改正要旨といたしましては、1点目として、1週間あたりの勤務時間の規定方法の変更。2点目として、任期付短時間勤務職員の勤務時間を規定する項の追加。3点目として、半日勤務を4時間勤務に変更する。4点目として、年末年始休暇の規定方法の変更。5点目として、地方公営企業等労働関係に関する法律及び沖縄振興開発金融公庫法の規定の追加。6点目として、文言の整理を行うものであります。新旧対照表をご覧ください。右側が現行条例で、左側が改正案となっております。第2条の見出しを「1週間の勤務時間」に改め、同条第1項中「1週間につき」を「4時間を超えない期間につき1週間当たり」に改め、同項ただし書きを削り、同条3項中「第28条の4第1項もしくは」を削り、「第28条の6第1項もしくは」を「第28条の6」に改め、「同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に第4項として「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。」とし、次に2ページ目でございますが、第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に、「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第2項中、「5日間における、1日の勤務時間の割り振りを行う」を「5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る」に改め、同項ただし書き中「当該育児短時間勤務職員等」を、「当該育児短時間勤務等」に改め、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、第4条第1項中「特別な形態」を「特別の形態」に改め、「割り振りについて」を「割振りを」に改め、同条

第2項本文中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項ただし書き中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改めるものでございます。第5条を「任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により、勤務時間が割り振られた日（以下、この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該勤務期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務すること命ずる必要がある日に割り振ることができる」に改めるものでございます。また、第8条の3第2項中、「3歳に満たない子のある職員が」の次に「、規則で定めるところにより、」を加え、同条第5項中「第1項から前項まで」を「前各号」に改める。第9条を「職員は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられているものを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月31日から翌年1月5日までの日（休日法による休日を除く。「年末年始の休日」という。）についても同様とする。」に改め、第12条中「年次休暇」を「、年次休暇」に改める。第13条第1項第1号中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「前年において」の次に「地方公営企業と労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、」を、「土地開発公社」の次に「若しくは沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）に規定する沖縄振興開発金融公庫」を「密接な関連を有する法人」の次に「のうち規則で定めるもの」を加え、第17条第4項中「規定」を「規則」に改め、第18条の見出しを「超過及び休日勤務」に改めるものでございます。第20条第1項中「第7条第1項」を「第10条第1項」に改め、第22条及び第23条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び短期任期付短時間勤務職員」を加える。第25条中「除く外」を「除くほか」、平仮名の「ほか」でございまして、に改めるものでございます。附則は、施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行するというものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号**投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに****支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について**

○議長（山下敏二）日程第18、議案第18号『投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議案の第18号でございます。『投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について』。投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例（昭和28年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出。

本件につきましても、岩井総務課長より詳細について説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（山下敏二）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）議案第18号『投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。はじめに、このたびの条例改定に至った経緯でございますが、本町における選挙投票時間につきましては、国が定めるところにより午前7時から午後8時までの13時間として執行してまいりましたが、平成23年7月に執行した仁木町議会議員選挙及び昨年12月に執行した衆議院議員選挙と、過去2回の選挙におきまして、公職選挙法第40条の規定により、投票時間を2時間繰り上げ、午後6時までの11時間として執行しております。本町では投票時間も法律の規定に基づき執行していましたことから、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき、投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例による報酬額を支給しておりましたが、選挙管理委員会では、今後も投票時間の繰り上げが想定されるため、投票時間を短縮した場合の投票管理者及び投票立会人の報酬について見直しを行うものであります。新旧対照表をご覧願います。右側が現行条例で、左側が改正案となっております。投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の別表その1の報酬額の改正を行うもので、別表を表形式に変更し、投票時間の繰り上げをした場合の規定を設けるもので、投票所の投票管理者については、「法の規定により、投票時間を11時間以下とした場合は、1万1100円」の規定を加え、投票所の投票立会人については、「法の規定により、投票時間を11時間以下とした場合は、9500円。ただし、途中で交代する場合は、当該日額に当該従事した時間の投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）」の規定を加え、期日前投票の投票立会人については、「期日前投票期間、1日につき。ただし、途中で交代する場合は、当該日額に、当該従事した時間の投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）とする。」に改めるものであります。附則は施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行するというものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号

仁木町立小・中学校児童生徒に対する通学費補助に関する 条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第19、議案第19号『仁木町立小・中学校児童生徒に対する通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第19号でございます。『仁木町立小・中学校児童生徒に対する通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町立小・中学校児童生徒に対する通学費補助に関する条例（昭和47年仁木町条例第24号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成25年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、教育委員会泉谷教育次長より詳細につきまして説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）泉谷教育次長。

○教育次長（泉谷 享）議案第19号『仁木町立小・中学校児童生徒に対する通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明申し上げます。はじめに、このたびの条例改正に至った経過と改正趣旨について、ご説明申し上げます。本条例の第3条第1項、補助の範囲及び基準では、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての援助に関する法律の該当となる、要保護及び準要保護児童生徒への通学費補助を受けるものは、補助の適用除外としておりますが、国の三位一体改革により、平成17年3月に同法が改正され、平成17年度から国の補助対象は、要保護者のみとなりまして、準要保護者につきましては、地方財政措置されることとなりました。これにより、平成18年度からは仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費支給要綱を制定し、就学奨励費支給事務を行っているため補助の適用除外とする引用規定を変更するものであります。新旧対照表をご覧願います。右が現行条例、左が改正案でございます。第3条第1項、補助の範囲及び基準のただし書き部分「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての援助に関する法律」から「仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費支給要綱」へ改めるものであります。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものであります。以上で、説明

を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）今まで大江の中学生は、この交通費でやっていたと思うんですけども、これはそうしたらこの就学奨励費、要保護にやらなければ、準要保護児童の申請をしなければ、通学費が出ないということになるのでしょうか。

○議長（山下敏二）泉谷教育次長。

○教育次長（泉谷 享）このたびの改正につきましては、適用除外に関する引用規定を、国の法律から平成17年度に策定いたしました仁木町の要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費支給要綱に改めるものですので、制度的には変わらないものであります。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）そうしたら、今までどおりでよろしいということですね。小学生も冬の間、バスを利用していると思うんですけども、その子どもたちも皆同じでしょうか。

○議長（山下敏二）泉谷教育次長。

○教育次長（泉谷 享）同じであります。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。「質疑なし」と認めてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『仁木町立小・中学校児童生徒に対する通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『仁木町立小・中学校児童生徒に対する通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時13分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

お諮りします。以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）予算説明、午後からできるんでしょうか。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時14分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

お諮りします。以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日は、これで散会することに決定しました。本日は、これで散会します。

なお、次回の開催は、3月21日木曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。本日のご審議、大変ご苦労様でした。

散 会 午前11時15分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成25年第1回仁木町議会定例会（2日目）議決結果表

会 期 平成25年3月7日～3月18日（12日間）

2日目 平成25年3月8日（金曜日）

（開会～午前9時30分 / 散会～午前11時15分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第8号	平成25年度余市郡仁木町一般会計予算	H25.3.8	平成25年度各会計予算特別委員会付託
議案第9号	平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H25.3.8	
議案第10号	平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H25.3.8	
議案第11号	平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H25.3.8	
議案第4号	仁木町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について	H25.3.8	
議案第5号	報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	H25.3.8	
議案第6号	仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	H25.3.8	
議案第7号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H25.3.8	
議案第12号	仁木町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	H25.3.8	原案可決
議案第13号	仁木町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	H25.3.8	原案可決
議案第14号	仁木町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	H25.3.8	原案可決
議案第15号	仁木町営住宅等の整備に関する基準等を定める条例の制定について	H25.3.8	原案可決
議案第16号	仁木町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	H25.3.8	原案可決
議案第17号	仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H25.3.8	原案可決
議案第18号	投票管理者等の報酬及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について	H25.3.8	原案可決
議案第19号	仁木町立小・中学校児童生徒に対する通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について	H25.3.8	原案可決